

千葉市療育センター 施設の概要

1 療育センターの概要

(1) 開設年月日	昭和56年6月1日 (平成29年3月1日分館供用開始)	
(2) 所在地	本館：千葉市美浜区高浜4丁目8番3号	分館：千葉市美浜区高浜3-3-1
(3) 構造	本館：鉄筋コンクリート造3階建	分館：鉄筋コンクリート造3階建
(4) 建物面積	本館：5,652.69㎡	分館：7,164.09㎡
(5) 敷地面積	本館：5,880.00㎡	分館：5,480.31㎡
(6) 駐車場	44台(41台/一般用、3台/バス) [敷地外の駐車台数を含む]	
(7) 共用部分	事務室、厨房、言語学習室、個人観察室、集団観察室、男子便所、女子便所、相談室等 (2,105.65㎡)	

2 療育センター内施設の概要

名称	心身障害児総合通園センター				いずみの家					ふれあいの家
	療育相談所	児童発達支援センター			ぱれっと		障害福祉サービス事業所			
施設種別		児童発達支援センター			相談支援事業所		障害福祉サービス事業所			身体障害者社会参加支援施設
事業種別		児童発達支援	保育所等訪問支援	日中一時支援	計画相談支援	障害児相談支援	就労移行支援	就労継続支援B型	日中一時支援	身体障害者福祉センターB型
事業内容	障害があると思われる児童の診断・検査・評価を行い、その障害の原因や程度等を明らかにし、適切な療育・指導を行う。	障害児に日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行う。	保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の助言等を行う。	日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対し、日中の活動の場を提供する。	障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	障害児が障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる身体・知的障害者に、一般就労に向けた支援を実施する。	通常の事業所に雇用されることが困難で、通所できる知的障害者に生産活動の場の提供等の必要な支援を実施する。	日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害児等に対し、日中の活動の場を提供する。	障害者に対して各種相談に応じるとともに、社会との交流の促進、レクリエーションのための便宜を提供する。
対象者	障害があると思われる児童、障害児	就学前までの障害児	保育所等に通う障害児	小学校3年生までの障害児	身体障害者・知的障害者	障害児全般	身体障害者・知的障害者	知的障害者	15歳以上の知的障害児・者	障害者手帳所持者、障害者団体、福祉ボランティア団体等
定員		30人		1人			6人	34人	3人	
床面積	702㎡	887.25㎡			38㎡		750.15㎡			1980.24㎡
主な設備	相談室、指導訓練室、心電図・筋電図検査室、心理判定室、小児科室、看護師室等	相談室、聴能訓練室、補聴器訓練室、診察室、保健室、言語訓練室、保育室、理学療法室、機能訓練兼プレイルーム、屋外遊技場等			相談室		医務室、更衣ロッカー室、作業室、食堂、倉庫、相談室等			図書室、点訳印刷室、録音室、体育室・舞台、作業訓練室、ADL室、機能訓練室等
使用時間	午前9時から午後5時15分まで									
休館日	日曜日、土曜日、休日及び年末年始									月曜日、休日及び年末年始
備考		送迎用車輛を配備				授産製品の納入用トラックを配備			貸出用ワゴン車を配備	